

大口町告示第22号

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年3月26日

大口町長 森 進

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱（平成23年大口町告示第26号）の一部を次のように改正する。

第35条中「(精神障がい者を除く。)」を「(地域活動支援センター（精神障がい者）の運営費を委託市町の利用者数の按分で算定する地域活動支援センター（精神障がい者）を利用している精神障がい者を除く。）」に改める。

別表第3中

「	地域活動支援センター事業	1日	6,000円	入浴加算 700円 送迎加算 500円 食事加算 420円 * 食事については平成24年3月31日までの経過措置	を
	地域活動支援センター（精神障がい者）	運営費を委託市町の利用者数で按分した額			」

「	地域活動支援センター事業	1日	6,000円	入浴加算 700円 送迎加算 500円 食事加算 420円 * 食事については平成27年3月31日までの経過措置	に
	地域活動支援センター（精神障がい者）	3時間まで 3時間を超え6時間まで 6時間を超える	3,000円 4,500円 6,000円	* 運営費を委託市町の利用者数で按分した額又は左記の額	」

改める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。